

【令和6年度版Ver1】
令和6年6月14日適用

施設監査調書（処遇用）

（養護老人ホーム用：令和6年度版 Ver1）

定款の最終認可日

____年 ____月 ____日

施設の変更届等受理日

____年 ____月 ____日

備考

施設種別 養護老人ホーム

施設名

実施日

監査担当職員職氏名

監 査 項 目		判 断 基 準 等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
1 入所者の 処遇方 針等	1 入所者の処遇にかかる会議開催状況 及び参画状況は適切か。	☐ ・処遇会議を適宜適切に開催すること。また、施設長等が参加するとともに、各職種の情報を統合し入所者の全体像を把握するよう努めること。			B
	2 入所者の個別の処遇計画の策定状況 は適切か。	☐ ・個別処遇計画をケース会議、ADL（日常生活動作）調査及び医師、理学療法士等の専門的アドバイス等に基づくとともに、各職種の情報を統合し、施設としての個別処遇方針を策定すること。	市条例第15条	指導マニュアル 有・無	C
		☐ ・個別処遇方針について定期的に見直しを行うこと。			C
		☐ ・養護：処遇計画は生活相談員が作成すること。			B
	3 入所者の処遇に当たり、処遇上必要な事項について入所者又は家族に対し理解しやすいように説明を行っているか。	☐ ・入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又は家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。	市条例第16条第3項		C
	4 入所者処遇に関する記録は適切か。	☐ ・ケース記録等が不十分なので詳細に記入すること。（ ）	市条例第9条	養護が整備する記録書類（①処遇計画、②処遇内容、③身体拘束④苦情の内容⑤事故）8運営全般7-4も参照	C
	5 処遇計画に基づいた支援が行われているか。	☐ ・処遇計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと。	市条例第2条		B
	6 社会生活上の便宜を図っているか。	☐ ・日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、本人又は家族が行うことが困難な場合は、同意を得て代行すること。特に金銭にかかるものについては書面等を持って事前に同意を得るとともに代行後はその都度本人に確認を得、その経過を記録すること。	市条例第18条第3項及び第5項		C
		☐ ・入所者に外出の機会を確保するよう努めること。		・入所者の外出機会の状況 ()	B
	7 入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行っているか。	☐ ・入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行うこと。	市条例第18条第6項		B
	8 クラブ活動及び各種行事（地域交流を含む）を適切に行っているか。	☐ ・クラブ活動及び行事の開催を活発に行うこと。	市条例第18条第8項、28条第1項		B
		☐ ・地域交流を積極的に実施すること。			B
	9 実施機関・家族等との連絡は適切か。	☐ ・家族等との連絡を十分にとること。	市条例第18条第4項		B
		☐ ・入所者や家族からの相談に応じる体制をとること。相談に対して適切な助言、援助を行うこと。			B
	10 地域との連携について。	☐ ・地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力をを行い、地域との交流を図ること。	市条例第28条		C
	11 入浴の回数は適切か。	☐ ・入浴は少なくとも週2回以上実施すること。また、次回の入浴までの間について必要に応じ清拭等を実施すること。	市条例第18条第7項	週 回	C

監 査 項 目		判 断 基 準 等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
		☐ ・入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設け週2回以上入浴を確保すること。			B
	12 入浴に当たっての健康状態のチェックは行われているか。	☐ ・入浴にあたっては、看護師等により、血圧測定等を実施し、健康状態のチェックを行うこと。			B
	13 風呂の湯は清潔に保たれているか。	☐ ・風呂の湯は清潔に保つこと。			B
		☐ ・循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルに基づき、水質検査・消毒等を実施すること。 （以下、主なもの） ①浴槽水は、少なくとも1年に1回水質検査を行うこと。 ②浴槽水は、毎日換えることが原則だが、これにより難しい場合、汚染状況を考慮したうえで、最低でも1週間に1回以上、完全に換えること。 ③ろ過器内は、汚れが付着しやすいため、1週間に1回以上、ろ過器内の生物膜等を排出すること。 ④ろ過器内の集毛器を毎日清掃洗浄・消毒すること。 ⑤浴槽水の消毒について、残留塩素濃度を測定すること。 ⑥貯湯槽は、湯温を60℃以上にするなど、レジオネラが繁殖しないようにすること。また、貯湯槽内の生物膜の除去等、清掃、消毒を行うこと。 ⑦気泡発生装置、ジェット噴射式の浴槽は、循環湯を使用しないこと。		水質検査の実施回数 回 消毒方法： （※循環式浴槽を設置している施設のみ）	C
	14 脱衣場の保温について配慮しているか。	☐ ・脱衣場の保温について配慮すること。			B
	15 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止する体制は整備されているか。	☐ ・感染症等の予防に必要な措置を講ずるよう努めること。また、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を図ること。 （軽微な場合はB） メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）、結核、疥癬、O157、ノロウイルス等 ① 予防及びまん延防止のための対策検討委員会をおおむね3月に1回程度開催し、その結果を他の職員に周知しているか。（テレビ電話装置等の活用も可。） ② 予防及びまん延防止のための指針を整備しているか。 ③ 研修を定期的（年2回以上、新規採用者研修）に実施しているか。 ④ 厚生労働省令及び通知等に定める対処法に沿った対応が行われているか。 ⑤ 訓練を定期的に実施しているか。（年2回以上）	市条例第24条		C
		☐ ・常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。	通知第5-12(1)②		B
	16 感染症等発生時に係る報告は適切か。	☐ ・職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。 ☐ ・医師又は看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行うこと。		「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年告示第268号）	C
		☐ ・感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。			C

監 査 項 目		判 断 基 準 等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
17 入所者の福祉の向上を図るため、福祉事務所を始め社会福祉施設及び医療、衛生、労働等の関係機関と十分連携が図られているか。	☐	・入所者の福祉の向上を図るため、福祉事務所を始め関係機関と十分連携を図るよう努めること。	市条例第2条第3項		B
18 身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないか。	☐	・身体的拘束等を行わないこと。また、緊急やむを得ず行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録すること。 (2年間保存→5年間保存 (H25.4～))	市条例第16条第4項及び第5項 通知第5-3		C
	☐	・身体拘束適正化検討委員会を3か月に1回以上開催し、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ※身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要。 ※テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ※周知徹底は施設全体で情報共有し今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではない。 【委員会の役割】 ①身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ②介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。		幅広い職種（例：施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員） 身体拘束適正化検討委員会の設置 有・無 会議録、報告様式	C
	☐	・身体拘束等の適正化のための指針を作成すること。 【盛り込むべき項目】 ①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ②身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ⑤身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針 ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		指針 有・無	C
	☐	・研修を定期的に（年2回以上及び新規採用時）実施すること。 【内容】 ・身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。 ・指針に基づき、適正化の徹底を行う。 ・研修の実施内容についても記録すること。			C

監 査 項 目		判 断 基 準 等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
19 虐待の発生又はその再発を防止するための措置は講じられているか。	☐	・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用も可能）を定期的に開催し、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底すること。 【検討すべき事項】 ア、虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること イ、虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ、虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ、虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること オ、職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ、虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ、前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	市条例第30条 通知第5-18		C
	☐	・虐待の防止のための指針を整備すること。 【盛り込むべき項目】 ア、施設における虐待の防止に関する基本的考え方 イ、虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ、虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ、虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ、虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ、成年後見制度の利用支援に関する事項 キ、虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク、入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ、その他虐待の防止の推進のために必要な事項			C
	☐	・介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上及び新規採用時）に実施すること。 【内容】 ・虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。 ・指針に基づき、適正化の徹底を行う。 ・研修の実施内容についても記録すること。			C
	☐	・上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。			C
20 施設内は適温か。	☐	・空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。			B
21 非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）が策定されているか。	☐	・感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じること。 【記載すべき内容】 ①感染症に係る業務継続計画 イ、平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ロ、初動対応 ハ、感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ②災害に係る業務継続計画 イ、平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ロ、緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ハ、他施設及び地域との連携	市条例第23条の2 通知第5-11		C

監 査 項 目		判 断 基 準 等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
2 養護運 営に関する 基準		☐ ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（研修は新規採用時及び年2回、訓練は年2回）に実施すること。			C
		☐ ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。			C
	1 入退所の取扱いは適切か。	☐ ・入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めること。	市条例第14条		C
		☐ ・入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか常に配慮すること。			C
		☐ ・その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めること。			C
		☐ ・入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。			C
		☐ ・入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めること。			C
	2 居宅サービス等の利用は適切か	☐ 入所者が要介護状態となった場合に、適切な居宅サービスを受けることができるよう、必要な措置を講じること。	市条例第19条		C
3 給食	1 給食会議を設置しているか。	☐ ・給食会議を開催し、食事内容について検討を行うこと。	市条例第17条第1項 通知5-4（7）		B
	2 入所者に適した栄養摂取基準を設定するための食品構成を作成しているか。	☐ ・入所者に適した栄養摂取基準に改定すること。	市条例第17条第1項 通知5-4（1）		C
		☐ ・栄養摂取基準を基にした食品構成を作成すること。			C
	3 検食を実施しているか。	☐ ・検食を実施し、結果等を献立に反映すること。 検食は幅広い職種により、ローテーションで行うことが望ましい。		検食者：施設長・栄養士・直接処遇職員等	C
		☐ ・検食簿を作成すること。			B
		☐ ・検食は適切な時間に行うこと。また、検食時間を記入すること。		検食時間（入所者の喫食前 分）	B
	4 入所者の身体状態に合わせた調理内容となっているか。	☐ ・きざみ食等の入所者の身体状態に合わせた調理内容とし、適切に食事介助を行うこと。	市条例第17条第1項		B
	5 調理内容別喫食人員を把握しているか。	☐ ・給食日誌等により給食人員を正確に把握すること。	市条例第17条第1項 通知1-8（2）		C
		☐ ・入所者と職員の区分を明確にすること。			B
	6 給食材料日計表を作成しているか。	☐ ・給食材料日計表を整備すること。	市条例第17条第1項 通知1-8（2）		C
		☐ ・給食材料日計表について決裁を受けること。			B
	7 献立表を作成しているか。	☐ ・予定献立及び実施献立を作成し、その実施状況を明らかにすること。	市条例第17条第1項 通知1-8（2） 通知5-4（2）		C

監 査 項 目		判 断 基 準 等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
		☐ ・朝食の固定化を解消すること。			B
		☐ ・病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指示を受けること。			C
		☐ ・調理の都合だけで、献立を変更させないこと。			B
	8 嗜好・残食調査を実施しているか。	☐ ・嗜好・残食調査を実施すること。	市条例第17条第1項 通知1-8(2) 通知5-4(1)	嗜好調査 年 回 残食調査 毎食・年 回	C
		☐ ・嗜好・残食調査結果を献立に反映させること。			B
	9 給食費は適切か。	☐ ・市場価格調査を実施するとともに、適切な価格で食材を購入し、給食費予算の執行管理を行うこと。	「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年厚労省通知）」5(3)エ	食材料費 年 月 円（直近） 令和 年度 円	B
		☐ ・利用者から徴収している食費の材料にかかる分と、実際にかかった食材料費に大きな乖離はないか把握しておくこと。			B
	10 給食材料の納品に当たって、検収を実施しているか。	☐ ・給食材料の納品に当たっては検収を実施すること。	市条例第17条第1項 通知1-8(2)		C
		☐ ・検収印を押印すること。			B
	11 給食時間は適切か。	☐ ・夕食時間は17時以降の提供とすること。また、18時以降の提供について検討すること。	市条例第17条第1項 通知5-4(3)		C
	12 適温給食について配慮がなされているか。	☐ ・適温給食について配慮に努めること	市条例第17条第1項		B
	13 給食関係者の検便を月1回行っているか。	☐ ・給食関係者に対しては、もれのないよう毎月、検便を実施すること。 (一部が漏れている場合⇒B) 検便の検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌（O-157含む）（※O-26、O-103、O-111、O-121、O-145等も検査することが望ましい。）	「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施65号）		C
	14 厨房内の衛生に努めているか。	☐ ・厨房内の衛生及び食器類の衛生管理に努めること。	市条例第24条第1項 通知5-12(1)② 社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施65号）		B
		☐ ・年2回以上ねずみ、衛生害虫の駆除作業を実施すること。			B
	15 保存食を実施しているか。	☐ 保存食は、1品あたり50g程度（原材料も）を採取し、一定期間（2週間）適切な方法（-20℃以下の冷凍保存）で保管すること。	大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日衛食第85号） 社会福祉施設における保存食の保存期間等について（平成8年7月25日社援施第117号）		C
	16 栄養指導を実施しているか。	☐ ・入所者への十分な栄養指導を行うこと。	市条例第17条第1項 通知5-4(6)		B
	17 職員給食にかかる徴収額は適切か。	☐ ・職員給食に係る徴収額の根拠を明確にすること。			C
		☐ ・職員給食費は適切な金額を徴収すること。			C
		☐ ・職員給食の徴収額の受入科目は雑収入（注）とすること。			B
	18 調理業務を委託している場合、業務内容は適切か。	☐ ・委託内容が適切でないので改めること。	市条例第17条第1項 通知5-4(4) 「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日）		C
		☐ ・委託契約を締結し、適正な調理業務を行うこと。			C

監 査 項 目		判 断 基 準 等		根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
4 医療管理		☐	・市場価格調査を実施し、契約金額の妥当性について検証すること。			B
	19 衛生管理の点検を実施し、衛生管理の向上に努めているか。	☐	・ HACCPに沿って作成した衛生管理計画に基づいて、定期的に衛生管理の点検を実施し、衛生管理の向上に努めること。	食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第51条		B
	1 定期健康診断を適切に実施しているか。	☐	・ 入所者の健康診断を年2回以上実施するとともに、適切な健康管理を行うこと。			C
	2 医師・嘱託医の勤務状況について、必要な日数、時間が確保されているか。	☐	・ 嘱託医について契約内容と一致しているか。			C
	3 医務室が保健医療機関として指定されている場合において、当該医療機関の医師及び看護師等の人件費・医薬品・光熱水費等について、診療所会計で応分の負担をしているか。	☐	・ 医師・看護師等の人件費や医薬品等の費用について診療所会計で応分の負担をすること。			C
		☐	・ 医師・看護師等の人件費や医薬品等の費用について負担額の積算を明確にすること。			C
		☐	・ 医師・看護師等の人件費や医薬品等の費用について負担額の積算に誤りが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。			C
	4 要件を満たす協力医療機関が定められているか。（令和9年3月31日までは努力義務）	☐	・ 以下の要件を満たす協力医療機関を定めること。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより、各要件を満たすこととしても差し支えない。（※近距離が望ましい。） ①入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ②当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ③入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	市条例第25条第1項 通知5-13（1）		C
	5 協力医療機関との連携に係る届出を行っているか。	☐	・ 協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を姫路市長に届け出ること。 ・ 協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに姫路市長に届け出ること。 ・ 市条例第25条第1項の規定の経過措置期間において、同条第1項第1号、第2号及び第3号の要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置の期限内に確保するための計画を併せて届け出を行うこと。	市条例第25条第2項 通知5-13（2）		C
	6 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携を行っているか。	☐	・ 養護老人ホームの入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること。 ・ 取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、養護老人ホームの入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の可否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。	市条例第25条第3項 通知5-13（3）		B

監 査 項 目		判 断 基 準 等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘 区分
	7 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、必要な協議を行っているか。	☐ ・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、市条例第25条2項で定められた入所者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うこと。 ・協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましい。	市条例第25条第4項 通知5-13 (4)		C
	8 医療機関に入院した入所者の退院後の受け入れを行っているか。	☐ ・入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。 ・「速やかに入所させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再入所を希望する入所者のために常にベッドを確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入所できるよう努めなければならないということである。	市条例第25条第5項 通知5-13 (5)		C
	9 協力歯科医療機関を定めているか。	☐ ・協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。(※近距離が望ましい。)	市条例第25条第6項		B
	10 医薬品及び医療器具の管理は適切か。	☐ ・医薬品及び医療器具の管理を適正に行うこと。			B
5 入所者への支給金 (入院日用品費を含む。)	1 支給金台帳（本人支給金台帳又は入院患者日用品費支給簿）を整備しているか。	☐ ・支給金台帳（本人支給金台帳・入院患者日用品費支給簿）を整備すること。			B
	2 受領印を徴しているか。	☐ ・本人に支給金等を渡したときは、受領印を徴しておくこと。			B
6 運営全般	1 施設運営に関する自主的内部点検を行っているか。	☐ ・自主的内部点検を実施すること。			B
	2 内部経理監査を行っているか。	☐ ・内部経理監査を実施すること。			B
	3 施設内で入所者に係る事故等はないか	☐ ・事故が発生した場合の対応方法及び事故発生の防止のための指針について定めること。	市条例第29条第1項第1号		B
		☐ ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。	市条例第29条第3項		C
		☐ ・施設内で、入所者等に事故があった場合又はそれに至る危険性があった場合、その事実が報告され、原因を解明し、再発生を防ぐための対策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。	市条例第29条第1項第2号		C
		☐ ・事故発生の予防のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	市条例第29条		C
		☐ ・事故発生時には速やかに市町村、入所者の家族等に対して連絡するとともに必要な措置を講じること。	市条例第29条第2項		C
		☐ ・入所者に対し賠償すべき事故に対し、速やかに損害賠償を行うこと。	市条例第29条第4項		C
		☐ ・賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入するか、賠償能力を有するよう努めること。	市条例第29条		C
	4 苦情解決体制を整備しているか。	☐ ・苦情解決体制を整備するとともに、苦情解決責任者及び苦情担当者を配置すること。また、第三者委員を設置すること。	市条例第27条		C

監 査 項 目		判 断 基 準 等	根拠法令通知等	状況・確認書類等	指摘区分
		☐ ・上記の苦情を受け付けた場合は、当該苦情内容等を記録すること。			C
		☐ ・その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。			C
		☐ ・社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力すること。			C
	6 定員を遵守しているか。	☐ ・入所定員及び居室の定員を遵守すること。			C
	7-1 秘密保持について	☐ ・正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないこと（職員でなくなった後においても同様）。	市条例第26条		C
	7-2 個人情報の適切な取扱いがなされているか。	☐ ・利用者等の個人情報の取扱いについては、「福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守すること。			C
	7-3 寄附を強要していないこと。	☐ ・利用者、利用者家族に対して寄附を強要しないこと。			C
	7-4 設備、職員及び会計に関する記録の整備は適切か。	☐ ・運営に関する記録（ ）を整備すること。	市条例第9条	運営に関する記録（・事業日誌・沿革に関する記録・職員の勤務状況、給与等に関する記録・条例、定款及び施設運営に必要な諸規程・重要な会議に関する記録・月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表・関係官署に対する報告書等の文書綴）	C
		☐ ・入所者に関する記録（ ）を整備すること。また、その完結の日から2年間保存すること。		入所者に関する記録（・入所者名簿・入所者台帳（入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの）・処遇日誌・献立その他給食に関する記録・入所者の健康管理に関する記録）	C
		☐ ・会計経理に関する記録（ ）を整備すること。		会計管理に関する記録（・収支予算及び収支決算に関する記録・金銭の出納に関する記録・債権債務に関する記録・物品受払に関する記録・収入支出の関する記録・資産に関する記録・証拠書類綴）	C

※1 「市条例〇〇条」とは「姫路市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）」を指す。

※2 「通知」とは、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年老発307号通知）」を指す。

※3 「指摘区分」欄について、Cは文書指摘、Bは口頭指摘とする。ただし、Cの項目についても、軽微な場合はBとすることがある。